

平成 27 年度 第 3 回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第 29 号

平成 27 年第 3 回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 27 年 4 月 24 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 27 年 4 月 30 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 27 年度第 3 回まんのう町議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 27 年 4 月 30 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 13名

2 番 川 西 米希子	3 番 田 岡 秀 俊
4 番 合 田 正 夫	5 番 三 好 郁 雄
6 番 白 川 正 樹	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
12 番 松 下 一 美	13 番 三 好 勝 利
14 番 大 西 豊	15 番 川 原 茂 行
16 番 関 洋 三	

+

欠席議員 3名

1 番 竹 林 昌 秀	7 番 本屋敷 崇
11 番 藤 田 昌 大	

会議録署名議員の指名議員

2 番 川 西 米希子	3 番 田 岡 秀 俊
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希
-------------------	---------------------------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一	総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	高 橋 守
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	長 森 正 志
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○関洋三議長 おはようございます。

藤田議員、本屋敷議員、竹林議員より欠席の届け出が有りましたのでご報告します。
ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第3回まんのう町臨時議会が、開会にあたりまして一言御礼の御挨拶を申し上げます。本日は、月末の大変お忙しい中、議員皆様方におかれましては御参集を賜りまして、ありがとうございました。

ところで、きのうは、まんのう町の住宅地内にイノシシが出没して5人の方が被害に遭われたという事がありました。怪我をされた5名の方々には心から御見舞いを申し上げますとともに、今後こういう事件が起こらないように万全の対策をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

本日上程させていただいておりますのは、議案5件でございます。
よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。

次に、町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案3件を受理いたしました。

次に、本日、本屋敷議員から、会議規則99条の規定に基づく議員辞職願の提出がありました。

以上で、報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第１ 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第１、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

４月２７日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員６名が出席いたしまして、慎重に審議いたしました。

予算・決算の審査方法については、今後、検討することとなりました。

それでは、お手元に配布されております、議事日程第１号について御説明を申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日１日間といたします。

日程第４ 議案第１号 専決処分の承認について（まんのう町情報公開条例の一部改正について）、即決でお願いします。

日程第５ 議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）、即決でお願いします。

日程第６ 議案第３号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）、即決でお願いします。

日程第７ 議案第４号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について、即決でお願いします。

日程第８ 議案第５号 教育委員会委員任命の同意について、即決でお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、午前１０時２５分に委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、２番、川西米希子君、３番、田岡秀俊君を指名いたします。

8 番、聞いて下さい。

日程第 3 会期の決定

○関洋三議長 日程第 3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

■【辞職願 提出】【日程の追加】■

○関洋三議長 本屋敷 崇君から議員辞職願が提出されています。

お諮りします。

本屋敷 崇君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、本屋敷 崇君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし議題とすることに決定しました。

■【議員の辞職】■

追加日程第 1 本屋敷 崇君の議員辞職の件を議題といたします。

■【議員辞職願 朗読】

議会事務局長に、辞職願を朗読させます。

■【辞職願 朗読】

○青野議会事務局長 それでは、朗読をさせていただきます。

平成 27 年 4 月 30 日、まんのう町議会議長、関 洋三様。まんのう町議会議員、本屋敷 崇。辞職願。この度、一身上の都合により議員を辞職したいので許可されるよう申し上げます。以上です。

○関洋三議長 お諮り致します。

本屋敷 崇君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、本屋敷 崇君の議員辞職を許可することに決定いたしました。

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町情報公開条例の一部改正について）

○関洋三議長 日程第４、議案第１号 専決処分の承認について（まんのう町情報公開条例の一部改正について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第１号 専決処分の承認について（まんのう町情報公開条例の一部改正として）独立行政法人通則法の一部を改正する法律が、平成２６年６月１３日に公布され、平成２７年４月１日から施行されたことに伴い、現行条例の所要の規定の整備を図る必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

主な改正点として、現行の「特定独立行政法人」という分類が廃止され、新たに「行政執行法人」が創設されました。これは、現行で「特定独立行政法人」として全法人を一律に規定している制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うためのものでございます。

改正後は、１ 中期目標管理法人 ２ 国立研究開発法人 ３ 行政執行法人の３分類となり行政執行法人は、その一つとなっています。

御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１号 専決処分の承認について（まんのう町情報公開条例の一部改正について）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第５ 議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）

○関洋三議長 日程第５、議案第２号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました議案第２号 専決処分（まんのう町税条例一

十

部改正)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法の施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日に公布されたことに伴う税条例の改正につきまして、地方自治法第179条 第1項の規定による専決処分を行いましたので 同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜わりますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 税務課長、脇 隆博君。

○脇税務課長 それでは、議案第2号の専決処分(まんのう町税条例の一部改正)につきまして、その主な内容を説明をさせていただきます。

まず、第1条についてですが、1頁第2条3号・4号の改正につきましては行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律。以降、番号法と呼ばさせていただきますが、これの改正に伴う所要の措置でございます。

2頁第23条の2項は法人町民税における恒久的な施設に係る規定を法人事業税と同様に書き下す形式にするものでございます。

3頁31条 2項・4項は、法人町民税均等割りの税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う措置でございます。

4頁33条の2項は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、譲渡所得については、所得税法の計算によらないとするものでございます。

36条の2は、町民税の申告で番号法改正に伴う所要の措置でございます。

36条の3の3・4項は個人町民税に係る公的年金受給者の扶養申告書で所得税法の項ずれによるものでございます。

5・6頁48条の6項50条第3項は、法人町民税の申告納付で法人税法の号ずれによるものでございます。

7頁51条は、町民税の減免で番号法改正に伴う措置でございます。

57条1項、及び59条は固定資産に関するもので地方税法の号ずれに伴う改正によるものでございます。

8頁から15頁にかけてでございますが、63条の2、63条の3、71条、74条、74条の2、89条2項、90条2項、139条の3及び149条につきましては、番号法改正に伴う所要に措置でございます。

15頁附則第4条は、法人税法の条ずれによるものでございます。

16頁附則第7条の3の2第1項です。これは、消費税率を10%に引き上げる措置が一年半延びたことに伴いまして、個人住民税における住宅ローン制度の適応期限の対象期間を一年6ヶ月延長して平成31年6月30日までにするというものでございます。

17頁附則第9条、9条の2でございます。個人町民税の寄付金控除額いわゆるふる

さと納税のことですが、この申告特例のことです。ふるさと納税の申告特例について、法改正に合わせて新設するもので特定控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充することです。同時に、確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税をした場合に今までは確定申告を行っていましたが、ふるさと納税先団体がふるさと納税情報の通知を住所地市町村に行うという、いわゆるワンストップ特例の導入に関するものでふるさと納税を行いやすくするための改正です。またこの改正に伴いまして返礼品送付について、寄付金控除の趣旨をふまえた良識のある対応が要請をされております。

附則10条の2、第5・6は項ずれによるもの7項は従来の特例が「わがまち特例」の参酌すべき数値を3分の2とする改正です。

18頁から21頁附則第10条の3は番号法改正に伴う規定の整備によるものです。

附則第11条の2は、平成28年度又は、29年度における土地の価格の特例で法附則の改正に伴う所要の改正で年度更新です。

22頁附則第12条の各項は土地に対して平成27年度から29年度までの据え置き特例の延長に伴う所要の改正で年度更新です。

24頁附則第13条は農地に関して平成27年度から平成29年度までの固定資産税の特例で法附則の改正に伴う所要の改正で年度更新です。

附則第15条は、特別土地保有税の特例で法附則の改正に伴う所要の改正でこれも、年度更新です。

十

25から27頁附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例の規定を新設することです。これは、今回グリーン化特例が新設されたことで平成27年度に登録された軽自動車につきましてそれぞれ適合基準に従って一年間だけ軽減をするということです。

続きまして第2条です。27頁第1条による改正で新設された附則第16条を改めます。この第2条で昨年6月議会で議決いただいた平成28年4月1日から施行予定、未題例規ですが、これの16条1項をあげておりますので第1条であげた1項から3項が、それぞれ2項・3項・4項となるということです。この第1項は車両番号の指定を受けてから14年経過した年度以降の軽自動車税は税額は上がるということを規定したものです。平成26年度改正分についてです。28頁附則第1条3・4号は平成27年度分以後の軽自動車税について適応することとされていた原付及び二輪車などにかかる税につきまして適応開始時期が一年間延期されたことに伴う措置です。27年度から上がる予定でしたが28年度からになるということです。29頁附則第4条は軽自動車税に関する経過措置です。平成27年度分以後の軽自動車税につきまして適応することとされていた原付及び二輪について適用開始が一年間延期されたということです。附則第6条は軽自動車税の

グリーン化特例が附則第 16 条に新設されたことに伴う措置によるものでございます。

条例の言い回し上非常に複雑な改正内容となっておりますが、参考資料 6 頁・7 頁にお示しをしているのが改正の今回の改正の主な点でございます。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 号専決処分の承認について、まんのう町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

＋ **日程第 6 議案第 3 号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）** ＋

○関洋三議長 日程第 6、議案第 3 号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第 3 号の専決処分（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この専決処分につきましても、議案第 2 号と同様、平成 27 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の改正に伴うものであり、施行日が本年 4 月 1 日となっていることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 税務課長、脇 隆博君。

○脇税務課長 それでは、議案第 3 号の専決処分（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）を説明をいたします。

この改正は、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び保険税軽減の拡充を図るもので

ございます。

第2条の改正は、課税限度額の見直しについてでございます。中間所得者層の負担に配慮した改正として81万円から85万円へと引き上げるものでございます。

内訳といたしましては、課税限度額のうち基礎控除額が51万円から52万円、後期高齢者支援金等課税額が16万円から17万円、介護給付金課税額が14万円から16万円にそれぞれ引き上げられます。

これに伴う影響額は、97万円程度でございまして、世帯数は、延べ94世帯程度となっております。

また、保険税軽減の拡充につきましては、低所得者層の負担に配慮した改正として、5割軽減及び2割軽減の対象者を拡大させるものとなっております。

第21条2号で、5割軽減世帯の基準額の計算を24万5千円から26万円に引き上げます。2割軽減世帯の基準額を45万円から47万円に引き上げます。

これに伴う影響額につきましては121万円程度の減額、影響世帯につきましては延べ51世帯程度となっております。

以上、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

十

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号の専決処分の承認についてまんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第7、議案第4号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号まんのう町若者定住促進条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、現行の条例第5条関係の別表にありますように、補助対象住宅につきましては、新築または建売住宅となっており、中古住宅が規定されておられません。この中古住宅につきましては、現在、若者定住促進条例施行規則第3条の中では上限は町内外業者を問わず上限50万円と規定しております。そこで、今回の一部改正において、施行規則に規定している中古住宅を条例第2条の定義及び別表に同じ内容で規定するものでございます。

次に、現在「まんのう町若者住宅取得補助事業の経過措置に関する内規」で規定しております、補助金交付の経過措置である、平成27年4月1日以前から工事請負契約を締結し、家を建てている者に対する補助であります、その経過措置規定を今回の一部改正で、条例の附則に追加するものでございます。この、経過措置の主な内容につきましては、来年の3月31日までに申請をする者の中で、平成27年3月31日以前に家屋の引き渡しを受けておらず、家屋の保存登記も完了していない者を補助金の交付対象者とする、というものでございます。

これらの一部改正によりまして、今後増えて行くと推測される若者の中古住宅取得に対する一部補助がより明確に規定できる事ならびに、昨年の4月1日以降の契約で新築しており、平成27年4月1日において、竣工しておらず、引き渡しもされていない新築家屋等に対する補助金を交付する対象とすることにつきましても、明確に規定できるものと考えております。

以上、議案第4号まんのう町若者定住促進条例の一部改正についての提案理由とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了致します。

これより、議案第4号まんのう町若者定住促進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 教育委員会委員任命の同意について

○関洋三議長 日程第8、議案第5号 教育委員会委員任命の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案5号 教育委員会委員任命の同意についての説明を申し上げます。

まんのう町教育委員であります岩山康子委員が平成27年5月12日をもって任期が満了することにより、次の者をまんのう町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町四條496番地

氏名 貞廣 美津子

生年月日 昭和27年5月8日

なお、委員の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、任命から4年間の平成31年5月12日であります。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

十

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮り致します。

議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

議案第5号 教育委員会委員任命の同意についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案5号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

＋

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　異議なしと認めます。

よって、議案５号　教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成２７年第３回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間　　１０時０３分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+